

もくじ

原子力防災の問題点—被ばくを避ける避難などできない！再稼働しないことが一番の防災……………1
FFTJ……………3
福島第一原発汚染水問題と原発再稼働についての政府交渉報告……………4
日本版エートス 住民に被ばくを強いる復興庁リスクミパッケージ……………6
パンフレット紹介……………7
集会等ご案内……………8
活動日誌（1月29日～3月9日）……………8
会員・サポーター募集……………8

フクロウの会

(福島老朽原発を考える会)

- フクロウの会は放射能汚染や事故の心配がなく、放射性廃棄物を生み出さない社会、すなわち原発のない社会をめざして首都圏で活動してきた団体です。
- 今回残念ながら福島で重大な事故が起きてしまいましたが、事故による人々の被ばくが少しでも少なく抑えられるよう事故直後から情報提供、放射能測定プロジェクト、国や自治体への働きかけなどの活動を行ってきました。
- そんなフクロウの会の様々な活動を支えるための会員・サポーター・資金カンパ募集中です。ご協力いただけますと幸いです。

【カンパ送り先】

- ゆうちょ銀行からの振替
 - ・口座記号番号
00130-9-655439
 - ・口座名称（漢字）
福島老朽原発を考える会
 - ・口座名称（カナ）
フクシマロウキウゲンパツラカンガエルカイ
- 他の金融機関からの振込
 - ・銀行名＝ゆうちょ銀行
 - ・金融機関コード 9900
 - ・店番 019
 - ・預金種目 当座
 - ・店名 〇一九店（ゼロイチキウウ店）
 - ・口座番号 0655439

フクロウの会（福島老朽原発を考える会）のブログ…<http://fukurou.txt-nifty.com/fukurou/>

原子力防災の問題点—被ばくを避ける避難などできない！再稼働しないことが一番の防災

原発を抱える自治体は、30km圏の避難計画を立案していますが、困難を極めており、半数以上の自治体で立案できないでいます。立案している場合でも、半島や島で取り残される、山や河川に阻まれる、バスが十分に確保されない、道路が寸断される、大渋滞が引き起こされるといった可能性があり、実際の避難は困難を極めることが予想されます。雪害や台風、地震や津波と原発重大事故が重なる複合災害については十分に検討されておらず、また、高齢者や障がい者、病院の患者など、要援護者の避難についても目処が立っていません。原発で重大事故が起これば、被ばくを避ける避難などできません。原発を稼働すれば、停止時に比べて重大事故の危険性が飛躍的に高まります。再稼働しないことが一番の防災です。

（プラカード：高木章次さん）

◆あらかじめ避難先を指定し被ばくを前提とした避難計画

災害対策基本法の規定により、原発から「概ね30km」圏の原子力災害対策重点区域を含む道府県及び市町村は、原子力規制委員会が策定する原子力災害対策指針に基づき、地域防災計画を定めることになっています。

旧指針では、SPEEDIシステムを用いた予測的手法に基づく意思決定を行うこととしてきました。避難訓練においても、模擬的な原発事故の発生を想定し、SPEEDIシステムを用いて避難を指示するなどしていました。



原子力防災は 廃炉しかない！



新しい原子力災害対策指針は、国際原子力機関（IAEA）が定めた安全文書の考え方を概ね取り入れたものとなっています。IAEAが定めた安全文書の考え方では、あらかじめ避難を準備する範囲と判断基準及び避難先を決めておくことになり、「概ね5km」とされたPAZでは、原発の事故の状況に応じた判断基準により避難等を実施し、「概ね30km」とされたUPZでは、線量に応じた判断基準により避難等を実施することになっています。

◆線量の高い地区への避難

福島第一原発事故では、原発から放出された放射能の放出源の情報が不明であったことから、予測的手法（SPEEDIシステム）は機能しなかったとされています。しかし、観測値に基づいて実施したSPEEDIシステムによる計算結果は存在し、飯館村方向といわき市方向の放射性ヨウ素を含むブルームの通過とそれによる汚染をほぼ正確に再現していました。これが即座に公開され、避難に活用されていれば、飯館村方向の住民の被ばくをより低減できたのではないのでしょうか。

福島第一原発事故では、例えば浪江市においては、非常に線量が高い津島地区への避難が実施され、住民が余分な被ばくを強いられた一方で、浪江市請戸浜周辺では、線量が低いにも関わらず、避難指示が出たために、津波被害者の救出が実施されず、多くの人命が奪われるという悲劇が起きました。

IAEAが定めた安全文書の考え方に従えば、たとえ避難先が風下にあってもあらかじめ決められた避難先に避難することになります。わざわざ線量の高い地区への避難により余分な被ばくが強いられる愚が繰り返される恐れがあります。

◆被ばくを避ける避難はできない

概ね30kmのUPZでは、0.5mSv/h（1日以内で避難する判断基準）という高い線量が観測されてはじめて避難となることから、被ばくの前にあらかじめ避難することはできません。

5km圏のPAZでも、事故が短時間で進展する場合には、被ばくを避ける避難は困難になります。電力会社の申請書によれば、冷却材喪失事故など

の重大事故時に、事故発生から炉心溶融に至るのに20分程度、炉心が圧力容器を貫通するのに1時間余りしかありません。これに対し、茨城県が行った交通シミュレーションでは、PAZからの避難に最低でも15時間を要することになります。30km圏については、理想的な場合でも、浜岡原発などでは避難に約63時間もかかるという試算も出ています（「環境経済研究所」上岡直見氏：交通工学）。

◆「概ね30km」では狭すぎる

原子力災害時に住民の避難や屋内退避などへの備えを重点的に行う区域は、これまでの原発から半径8~10km圏であったものが「概ね30km」に広がりました。

福島第一原発事故では、年間20mSv以上の被ばくが見込まれる飯館村およびその周辺地域について、計画的避難区域が設定されました。この地域は、原発から30~45km圏にあります。福島第一原発事故を教訓に、判断基準と避難の範囲を決めるのであれば、避難を準備しなければならない範囲は、概ね30kmでは狭すぎることになります。

◆拡散シミュレーションによっても広範囲な避難が必要

原子力規制庁が行った福島第一原発事故と同規模の事故が各地の原発で発散した場合の放射能の拡散シミュレーションは、7日間に100mSvという非常に高い被ばくが、最大で42kmという広範囲にもたらされることを示しました。岐阜県や兵庫県、滋賀県などが独自に行ったシミュレーションにおいても、高線量の地域が30km圏を超えて広範囲に広がるということが明らかになっています。

◆「概ね30km」でも困難を極める避難計画

原発から30km圏内の道府県と市町村は、防災計画の策定が求められています。各自治体は、30km圏の避難計画を立案していますが、困難を極めています。昨年12月の時点で、135の対象市町村のうち、53の市町村で立案されているに過ぎません。立案が終わっている自治体についても、実際の避難は困難を極めることが予想されます。



避に切り替えることを検討しています。これは、閉じ込め政策です。本人はもちろん、援護にあたる介護者や病院関係者なども、被ばくを強いることとなります。

◆ヨウ素剤の配布は間に合うのか

ヨウ素剤の配布については、概ね5kmとされるPAZの住民についてのみ事前配布となっています。しかし、ヨウ素を含むプルームにより大きな影響を受けるおそれがあるのは、むしろ避難が遅れる30km圏およびそれより遠方の住民ではないでしょうか。5km以遠の住民は、ヨウ素剤が事前に配布されません。学校などの公共施設にとりに行くことになっていますが、はたしてそれで間に合うのか、疑問です。また、30km圏のUPZ外側で、あらかじめプルームの通過に備えるPPAと呼ばれる地域については、検討中の状態がずっと続いています。いまだに指針で定められていません。

◆一体誰が線量を測ってどうやって知らせるのか

緊急モニタリング（放射線計測）をいったい誰がどうやって実施し、住民にどう知らせるのかという問題もあります。事故に備えて、原発周辺にもモニタリングポストを設置することになっていますが、予算の関係で、10km四方に1台だけという状況です。あまりに少なすぎます。足りない

ころは、自治体の職員が測りに行くことになっていますが、どう測って、どう知らせるのか、重大事故が急速に進展した場合に避難が間に合うのかといった問題もあります。

◆実効性のある避難計画もなしに原発の再稼働はできない

原子力規制委員会の田中委員長は、当初、原発再稼働審査と原子力防災計画の立案は「車の両輪だ」と述べていました。しかし、防災計画がなかなか進まない状況になって、原子力規制委員会の管轄は、原発再稼働審査であり、防災計画については所掌ではないとして、両者を切り離そうとしています。

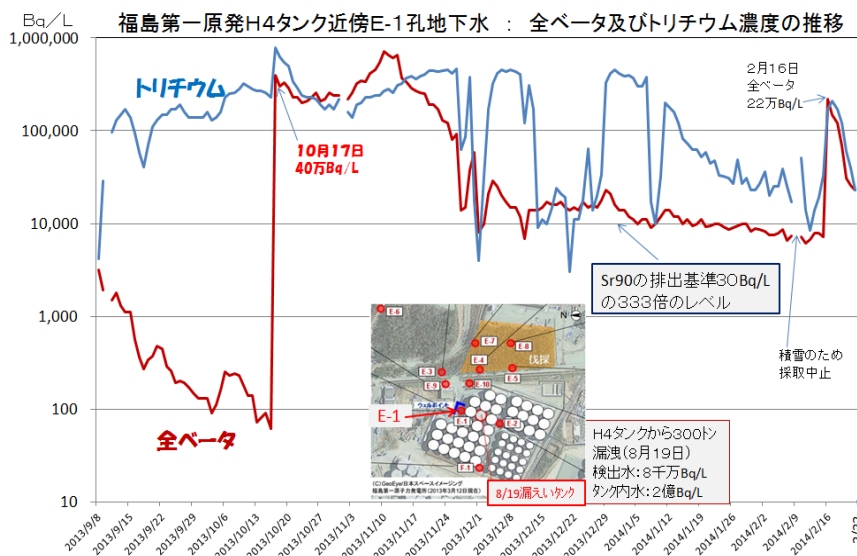
防災計画や避難計画の実効性について、一体誰がどのように判断するのか。政府は、地域防災計画については、地域の実情をよく知っている自治体が責任をもって策定した方がよい、原発再稼働との関係については、自治体の事前了解を求める機会があるから問題ないという姿勢です。では、事前了解は防災計画を立案する30km圏のすべての自治体が関係するのかと国会で質問されると、返答はできないという状況です。

重大事故に対応した、被ばくを避けるための現実的な避難計画などありません。このような状況で、原発の再稼働を認めるべきではありません。

福島第一原発汚染水問題と原発再稼働についての政府交渉報告

参議院議員会館にて、3月4日（火）に福島第一原発の汚染水問題と原発再稼働について政府交渉が行われました。60人ほどの市民が集まり、原子力規制庁の福島原発担当及び再稼働審査に関わる担当者、資源エネルギー庁の汚染水担当者が対応しました。

交渉に先立って、汚染水漏えい・流出事故についての緊急国際署名の提出が行われました。署名は142か国から、国内が11,855筆、海外が22,516筆、あわせて、34,371筆となりました。ご協力いただいたみなさん本当にありがとうございました。



◆汚染水問題…観測井戸の放射能濃度急上昇について原因把握せず

汚染水問題では、まず、昨年10月と今年2月にH4タンク周辺のE-1という観測用井戸で放射能濃度が急上昇している件について聞きました（図は美浜の会によるもの）。原子力規制庁は、原因はわからないというだけでした。原子力規制委員会の汚染水対策ワーキンググループの議題にもあがっていません。政府のずさんな対応ぶりが明らかになりました。これで再稼働などもってのほかです。

◆汚染水対策ワーキングは再稼働優先で開かれず

タンク周辺や護岸付近の井戸の放射能レベルが上がっていた時期に、昨年11月に予定されていた汚染水対策ワーキングの会合が開かれず、10月24日から今年1月24日まで会合がありませんでした。原子力規制庁は、11月の会合は更田委員が風邪をひいたためと回答しましたが、その後、元気に復帰しても、会合は開かれていません。そしてその間、更田委員は再稼働審査に集中します。

◆相変わらず東電まかせの状況は変わらず

汚染水対応の体制について聞きましたが、原子力規制庁は、現地に常駐しているのが12名（昨年秋に聞いたときは10名でした）、原子力規制庁内で福島第一原発を担当している部署が20~30名程度ということでした。汚染水を担当しているのはさらに少ない人数になります。資源エネルギー庁は11名、他の省庁を含めて17名が現地に常駐しているとのことでした。この人数では、国が乗り出して汚染水対応にあたるというのは無理でしょう。東電が動き、国は報告を聞いて何かしら指示を出すだけという状況は変わっていません。

◆シルトフェンスだけではダメ…再稼働審査で汚染水対策は全く不十分

再稼働審査において、汚染水対策はどうなっているのかについても聞きました。電力会社の申請では、放水砲で使った水の対策として、シルトフェンスを張ったり、土のうを積んだりというものし

かありません。原子力規制庁は、海洋への拡散防止の対象は、放水砲による汚染水だけではないことを一応は認めました。また、規制庁は、福島で発生しているような汚染水事故に対して、シルトフェンスだけでは対応できないことも認めました。新基準は、格納容器破損時の放射能放出抑制を要求していますが、汚染水による放出の抑制については何も対策がありません。

◆原子力防災…実行性ある避難計画なしに安全は守れないと認める

入院患者やお年寄りなど、要援護者の避難計画などについて、「計画が取りそろっていないのは事実」と認め、「書き物だけではダメで、避難計画に現実性がなければ、安全は守れない」ことを確認しました。これについては、是非各地の自治体に、実効性ある避難計画なしに安全は守れないと国が認めた。実際に計画はできていない。再稼働に反対をと伝えていきましょう。

◆20分で炉心溶融開始—「避難は難しい」

再稼働審査の重大事故の有効性評価では、事故発生から20分で炉心溶融がはじまるとあります。この時間で5km圏の避難が必要ですが、20分では不可能であることを確認しました。一方で原子力規制庁は、再稼働と防災は別であると繰り返し述べました。会場からは、安全が守れない状況での再稼働を原子力規制委・規制庁として容認するのかとの声があがりました。

◆「最短2時間」で神戸市にブルーム到達（兵庫県知事）しかし国はPPA出さず

兵庫県議会で丸尾議員の質問に対して、知事は、若狭の原発で事故が起こった場合に、約100km離れた神戸市にブルームが到達する時間は「最短で2時間」と答弁しています。これについて原子力規制庁は、ブルーム対策（PPA）は、未だ「検討中」、「簡単には出せない」と繰り返すだけでした。原発周辺地域で大きな問題になっているにもかかわらず、のらりくらの対応です。これでは、住民の安全を守ることはできません。





日本版エートス —住民に被ばくを強いる復興庁リスクコミパッケージ

2014年2月18日復興庁は「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」を発表しました。概要にその趣旨が明らかに語られています。「避難指示区域の見直しが完了し、早期帰還の実現に向けた新たな段階に入っている一方、依然として放射線による健康影響に対する不安が存在」しているため、「個々人の不安に対応したリスクコミの強化を図る」と。

環境省は田村市都路地区の避難指示解除を4月1日に決定しましたが、一方的な解除決定に対して、地域の住民には不満や批判が根強く存在します。避難指示解除準備地域に限らず、広範な地域で放射線影響不安は広がっています。政府はこれを「リスクコミ」と称して政府の一方的な見解を押しつけ、住民、国民を「洗脳」する新たな段階に入ったと言えます。政府による新たな放射能安全神話の“スリコミ”に抗してゆく必要があります。

「住民主導」を装った公式見解の押しつけ

今回のパッケージの特徴は完全な政府主導での活動であるにもかかわらず、「草の根」「住民主導」をよそおっているところにあります。「地域独自のリスクコミ誌の作成を支援」、「少人数（1対1・車座）によるリスクコミ強化」「地元に着した専門人材の育成強化」、「帰還を選択する住民を身近で支える相談員の配置」など。更にこうした取り組みの中で「参加者の関心事項に沿った対応」、「実施自治体の拡大」、「地域のニーズに応じて拡大」とうたっています。しかし注意しなければならないのは、あくまでもIAEAやICRPなど国際的原子力推進機関の公式見解を背景に国が基準とする年間20mSvの基準や、今回の被ばくによるリスクはそれほど高くないとする見解を一方的に流すことに主眼がおかれていることです。こうした見解に批判的な学者や医者、市民団体、個人などの意見を反映させる仕組みや姿勢は一切ありません。「リスクコミュニケーション」と言っていますがコミュニケーションではなく一方的な情報を、手を変え品を変え、あたかも

住民や自治体の自発的な取り組みのように装って進めようとしているのです。言葉としては出てきませんがチェルノブイリ後ベラルーシでICRPのジャック・ロシャル氏が進めたエートス活動と同じです。

線量低下を強調—長期にわたる汚染の警告はなし
今回のパッケージの一環で「リスクコミ活動のベースとして活用」することを狙った冊子「放射線に関する基礎的情報」の内容も問題です。この内容について全面的な批判が必要ですが、ここではいくつか目についた点を指摘したいと思います。

まず出て来るのが「空間線量率の経年変化」という項目です。文科省の航空機モニタリングマップや福島市の空間線量率のグラフを示して2011年に比べ2013年には空間線量率が高い地域が少なくなり、値も減ったということを示したいのでしょう。しかしその福島市の2013年の値でも0.33 μ Sv/hであり、政府が除染目標とする0.23には及びません。しかもグラフを見ても明らかのように、減少したのは半減期が2年のセシウム134が事故後2年以上経過して減少したことによるものであることは明らかです。このグラフやマップから読み取らなければならないのは、今後はこれまでのようには線量は減衰せず、半減期が30年のセシウム137による汚染が広く長く続くことです。しかしそのような予測や警告はありません。

改めて強調しなければならない年間1mSv基準

またこの冊子では「今回の原子力災害に対する我が国の対応」として避難基準の説明に言及しています。改めてその内容について見てみると、政府は事故後、ICRPの緊急時被ばく状況における「参考レベル」年間20~100mSvのうちの最も厳しい値に相当する20mSvを採ったと説明しています。その後2011年12月の「収束宣言」の後にはICRPの「現存被ばく状況に移行したと判断」と明記しています。その上で20ミリシーベルト以下になることが確実である地域について避難解除準備区域に指定したとして、1日も早い帰還

を目指しています。

ここで問題なのはICRP勧告の「現存被ばく状況」では、公衆被ばくを下げるため年間1~20mSvの下方部分から状況に応じて適切な「参考レベル」を選択し、長期目標として1mSvとされています。つまりICRP勧告でさえ、あくまでも年間追加被ばく基準は1mSvであり、現存被ばく状況でもこれに向かって「下方部分から」（つまり出来るだけ低く）参考レベルを選択せよとしているのです。しかしこの冊子では、ICRPのこの部分については一切触れていません。最近の一連の動きをみれば、除染による年間1mSvの実現は不可能で、20mSvを切ったら十分安全だから帰還せよというのが政府の考え方なのです。

「場の線量から人の線量」の考え方で住民にリスクを負わせる

そしてこの政府の考え方を補強するのが個人線量計配布による測定結果や、福島県健康管理調査による被ばく量推計です。この冊子でも、空間線量率に比べ、個人線量計による測定結果や推計結果では実際の被ばく量はそれほどではないということが主張されています。これらの測定や推計の中にも大きな問題点が含まれています。「場の線量から人の線量へ」（首相官邸原子力専門家グループ2013.4報告資料）という言葉に代表される考え方がそれです。福島県健康管理調査での線量推計では外部被ばく評価に用いる線量を、空間線量当量（サーベイメータなどで測定する値、線量

率）に0.6をかけた「実効線量」で評価しています。更にそれに木造家屋、コンクリート家屋などでの遮蔽率を勘案して推計、「人の線量」は大したことがないと主張しています。ガラスバッチの測定でもこの低めにできる実効線量での評価が使われ始めています。

従来放射線業務従事者の外部被ばく線量評価では空間線量当量が使われてきました。電離則などの法律で明記され実際に病院の放射線取り扱い従業者は現在でもこの空間線量当量で管理しています。「場の線量」つまり空間線量当量による管理は人々を被ばくの危険から遠ざけるための評価管理方法として日本の法律でも規定され実際にそれにしたがって管理されてきたのです。原発事故による放射能汚染被害者に「場の線量から人の線量」という言い方で、放射線業務従事者よりもリスクの高い計算方法で管理するのは大きな問題です。

その他、この冊子で解説しているのは、「事故直後の外部被ばく状況」、「事故直後の小児甲状腺スクリーニング調査」、「甲状腺検査の状況」、「ホールボディカウンター検査の状況」、「食品からの内部被ばくの推計」となっています。どれも推計方法やデータの信頼性、検出下限の問題、被ばく量への換算係数の問題などで専門家の間で批判や議論がある問題です。これらも全て批判的な見解や専門家での議論は抜きに国際的原子力推進機関の見解を背景にした一方的な見解で説明しているのは大きな問題です。



フクロウの会発行のパンフレット紹介

シリーズ - 子どもたちの尿検査から見えてきたもの

Vol.4 「低線量被ばくによる健康被害を防ぐために

予防原則にたった健康管理体制の充実を」（2014年1月発行）

初編「福島の子どもたちの尿検査から見えてきたもの」（2011年11月発行）

続編「続・子どもたちの尿検査から見えてきたもの」（2012年4月発行）

Vol.3 福島県「健康管理調査」で子どもたちの健康は守れない

継続検査で内部被ばく低減を（2013年1月発行）

☆入手ご希望の方は件名をパンフレット希望としていただいて、ご希望のパンフレット名、冊数、

送付先（郵便番号、住所）、氏名をご連絡ください。申込 メール kaoki18014@gmail.com FAX 03-5225-7214

☆代金（カンパ 500円/冊）+送料は振り込み用紙を同封しますので受け取り後振り込んで下さい。



活動日誌

(1月29日～3月9日)

- 1/29 地震動の過小評価問題についての院内集会・政府交渉を他団体と共催
- 1/31 パンフレット「子どもたちの尿検査から見えて来たもの」vol.4 を発行
- 2/8、9 ほかほかプロジェクト in 喜多方を実施*
- 3/4 汚染水と原発再稼働問題についての政府交渉を他団体と共催
- 3/6 大井町駅前で集团的自衛権についてのシール貼り投票♥
- 3/8 巣鴨駅前で同シール貼り投票♥
- 3/9 「NO NUKES DAY 原発ゼロ★大統一行動」に参加

その他 福島ほかほかプロジェクト、ちくりん舎、規制庁前行動、FFTV、秘密保護法反対運動など他団体と共同で活動中

- *ほかほかプロジェクトでの活動
- #原子力規制を監視する市民の会での活動
- ☆放射線被ばくと健康管理のあり方に関する市民・専門家委員会での活動
- ♪ちくりん舎での活動
- ♥秘密保護法を考える市民の会での活動

3月23日(日) 14:00～16:30

「原発事故で避難は可能? ~柏崎刈羽原発と防災計画」

東京しごとセンター(飯田橋)にて行います。詳しくはHPやチラシで、又はお問い合わせください☆



フクロウ・カフェ

不定期ですが、原発、放射性物質、規制の在り方、避難の権利などについていろんな想いを共有し、お話ができる場としてフクロウ・カフェを開催しています。

色々な疑問や不安、私はこう思う! などなどみんなで話しませんか?

次回開催日時未定 決まり次第ご案内いたします。

どうぞお気軽にご参加下さい。
※次回開催日時について確実にご案内をご希望の方はフクロウの会までご連絡先をお知らせください。



お気軽に♪

フクロウの会では、会員・サポーターを募集中です。会員・サポーターには通信を郵送します。



【会費】・会員 1000 円/月 ・サポーター1000 円以上/年

- 集会でのスタッフやパンフ作成のご協力など一緒に活動していただける方を募集しています。
- 皆さまの貴重なご意見もお待ちしております。

フクロウの会の趣旨にご賛同いただき、会員・サポーターになっていただける方は、フクロウカフェなどにお越しの際に申込書にご記入の上、会費を添えてフクロウの会事務局員にお渡しください。

【お問い合わせ・お申し込み先】

TEL : 03-5335-7213 FAX : 03-5225-7214 Email : fukurounokai@gmail.com (通信郵送のお申し込みもこちらで受け付けています☆ご希望の方はお知らせください。)

